

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成22年6月3日(2010.6.3)

【公表番号】特表2009-534840(P2009-534840A)

【公表日】平成21年9月24日(2009.9.24)

【年通号数】公開・登録公報2009-038

【出願番号】特願2009-506543(P2009-506543)

【国際特許分類】

H 01 L 31/04 (2006.01)

【F I】

H 01 L 31/04 E

【手続補正書】

【提出日】平成22年4月14日(2010.4.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

カドミウムおよびテルル化物を含むCdTe層、および

シリコーン組成物から形成されたシリコーン層(306)を含む基板(106)

を含み、

前記シリコーン層(306)が繊維強化材をさらに含む、

テルル化カドミウム(CdTe)ベース光起電力デバイス(104)。

【請求項2】

前記基板(106)が金属箔層(312)をさらに含む、請求項1に記載のテルル化カドミウムベース光起電力デバイス(104)。

【請求項3】

前記シリコーン組成物が、 $[H_2SiO_{2/2}]_{x \dots} [HSiO_{3/2}]_{y \dots} [SiO_{4/2}]_{z \dots}$ [式中、 x, y, z は、0.12 < x, y, z < 1.0、 $y = 0.88, z = 0.30$ のモル分率を表し、 $y + z = 1$ である]

のシロキサン単位式を有するハイドロジエンポリシロキサンを含む、請求項1又は2に記載のテルル化カドミウムベース光起電力デバイス(104)。

【請求項4】

前記シリコーン層(306)がナノ充填材をさらに含む、請求項1から3の何れか一項に記載のテルル化カドミウムベース光起電力デバイス(104)。

【請求項5】

前記CdTe層が、ガリウム、アルミニウム、ホウ素、硫黄、およびこれらの組合せの群から選択される金属をさらに含む、請求項1から4の何れか一項に記載のテルル化カドミウムベース光起電力デバイス(104)。

【請求項6】

請求項1から5の何れか一項に記載の前記テルル化カドミウムベース光起電力デバイス(104)を複数含む配列(102)。